

24	都市整備局	東京都住宅マスタープランの推進
概要	事業	<p>東京都住宅マスタープランは、東京都住宅基本条例第17条に基づいて策定するものであり、条例に定める住宅政策の目標や基本的施策を具体化し、施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画である。</p> <p>本計画は、都全域を対象としており、都民や事業者等に向けて協力と協働を求めるメッセージとなるものである。さらに、区市町村が、地域の特性に応じた区市町村住宅マスタープランを策定する際の指針となるものである。</p>
経過	これまでの	<p>東京都は、平成3年度に第一次の住宅マスタープランを策定して以来、おおむね5年ごとに改定を行いながら、都民の住生活の安定向上に向けて、時代に即した住宅政策を展開してきたところである。</p> <p>平成18年12月に全面改正した新たな住宅基本条例の下、首都・東京にふさわしい高度な防災機能を備えた居住の実現を目指し新たな「東京都住宅マスタープラン」を平成24年3月に策定した。</p>

現在の進行状況	<p>現行の「東京都住宅マスタープラン」では、施策の効果について検証を行って いくため、政策指標を設定している。</p>				
	主な政策指標		現在	目標	
	目標1	木造住宅密集地域の整備率		56% (平成18年度)	70% (平成32年度)
		住宅の耐震化率		79.8% (平成21年度)	95% (平成32年度)
		住宅の省エネルギー化率		46% (平成22年度)	100% (平成32年度)
	目標2	高齢者向けケア付き賃貸住宅 (東京モデル1)の数		882戸 (平成22年度)	6,000戸 (平成26年度)
		高齢者が居住する住宅の バリアフリー化率		40% (平成20年度)	80% (平成32年度)
	目標3	長期修繕計画に 基づく修繕積立 金額を設定して いる分譲マンシ ョン管理組合の 割合	ストック	32% (平成23年度)	70% (平成32年度)
			フロー	49% (平成20年度)	おおむね100% (平成32年度)
	目標4	都営住宅の創出用地等における 民間活用事業の実施数		10箇所 平成23年度～32年度までの累計	
		都営住宅の創出用地等における 高齢者・障害者施設、 子育て支援施設の整備数		40箇所 平成23年度～32年度までの累計	
		公社住宅における賃貸店舗等への 生活支援施設等の募集数		20件 平成23年度～32年度までの累計	
	目標6	リフォーム実施率		年2.4% (平成20年度)	年5% (平成32年度)
		共同住宅の共用部分における バリアフリー化率		20% (平成20年度)	30% (平成32年度)
		居住用住宅取得における 既存住宅の占める割合		35% (平成20年度)	50% (平成32年度)
	目標7	新築住宅における住宅性能表示の 実施率		27% (平成21年度)	50% (平成32年度)
	目標8	新築住宅における 認定長期優良住宅の割合		3.8% (平成21年度)	20% (平成32年度)
	目標9	子育て世帯向け公共住宅の募集数		2万2千戸 平成23年度～32年度までの累計	
		最低居住面積水準未満率		8.4% (平成20年度)	ほぼ解消 (平成32年度)
	見通しの	<p>現行の東京都住宅マスタープランは、将来的な社会経済状況を見据えつつ、平成32年度までの10年間の施策の展開の方向を示すものである。</p> <p>なお、マスタープランの実施にあたっては、効果的・効率的な執行に努めるとともに、社会経済状況の変化に的確に対応し得るよう、おおむね5年ごとに見直しを行うなど、適切に対応していく。</p>			
問い合わせ先	都市整備局 住宅政策推進部 住宅政策課		電話	03-5320-4913	